

## 令和8年度中国・香港における観光営業代行業務委託 仕様書

### 1 業務名

令和8年度中国・香港における観光営業代行業務委託

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

### 3 事業の趣旨

人員面、経費面あるいは海外旅行会社とのコネクションが無い場合、保有する観光コンテンツの海外営業を行うことができない福井県内の観光事業者（以下、「県内事業者」という。）に代わり、中国・香港において県内事業者の観光コンテンツを使用し、旅行商品を造成する現地旅行会社を選定するとともに、選定した現地旅行会社を対象とした営業活動を実施することにより、本県の旅行商品造成、販売および本県への送客に結び付ける。

### 4 事業実施にあたっての与件

#### (1) 営業代行の対象地域

上海市、浙江省、広東省、北京市、大連市、香港（以下、「営業地域」という。）

#### (2) 事業の目的

本事業では、営業地域からの県内外国人宿泊者数の増加を目的とする。

### 5 委託内容

#### (1) 営業地域の旅行会社への営業活動

- ア 本県が有する海外向け営業資料、助成金制度および営業地域向けセールスシートを活用し営業を行うこと。その他、営業地域における営業で使用するため、必要に応じて営業ツール（SNSアカウントやウェブページ等）の作成等を行うこと。
- イ 上記アの観光コンテンツのほか、中国・香港からの訪日旅行者に好まれそうな県内観光コンテンツを活用すること。その場合、県内事業者に対しインバウンド客の受け入れが可能かどうかの確認を行うとともに、営業代行の対象とすることの了解を得ること。
- ウ 上記ア、イの観光コンテンツを繋ぐなど、福井県内で宿泊を含むモデルプランを作成すること。
- エ 上記ア～ウを用いて、営業地域の旅行会社に営業を行い、旅行商品の造成、販売および催行を目指すこと。営業を行う旅行会社の選定は受託事業者の責任において行うこと。なお、営業地域からそれぞれ最低2社を含めること。

- オ 営業地域の旅行会社からの観光コンテンツに関する問い合わせについて、速やかに対応すること。
  - カ 県が求める場合、本県が有する助成金制度の要綱、概要資料等を中国、香港において使用できるよう翻訳すること。
  - キ 営業地域の旅行会社が本県に関する旅行商品を造成した場合、その商品の販売および催行状況を可能な限り把握すること。
- (2) その他
- 契約期間中、1回から2回、県職員が現地を訪問し、営業活動に同行する可能性がある。この場合、営業の日時等を調整すること。なお、この場合の移動はタクシー等を利用することとし、専用車の手配は不要である。

## 6 実績報告等

- (1) 毎月10日までに前月の活動状況、営業先から福井県への送客見込みや旅行商品の催行状況、営業先による観光コンテンツに対する評価等を取りまとめ、月例報告書として提出すること。
- (2) 県は「5 委託内容(1)、(2)」の業務について、月例報告のほか、別途報告を求めることがあるが、速やかに対応すること。
- (3) 「5 委託内容(1)、(2)」の業務について、令和9年3月24日までに、実績報告書を提出すること。実績報告書には、業務の概要、実績および事業を通じて明らかになった課題や提言を記載すること。なお、実績報告書の内容に次年度の見込みについて言及がある場合には、次年度にその結果について報告を求める。その他、県が必要とする事項を実績報告書に記載すること。

## 7 目標値

- (1) 旅行会社に対する1月あたりの営業件数および年度営業件数をその営業手段とともに提案すること。
- (2) 送客数(人泊数)目標を設定の上、理由とともに提案すること。

## 8 委託料の支払い

委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。日本国内にある外国の金融機関の口座で、当該口座への振り込みに外国送金と同様の手続きが必要となるものについては利用できないので注意すること。

## 9 その他留意すること

- (1) 事業の実施にあたり、県内事業者と密接にコミュニケーションを取り、トラブルの無いよう、十分留意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権、肖像権等は原則として全て県に帰属すること。

- (3) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または本業務以外の目的に使用してはならないこと。委託期間はもとより委託期間終了後、または委託契約が解除された後においても同様とすること。
- (5) 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限り全て受託者の負担とすること。
- (6) 受託者は、本業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないこと。
- (7) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 県民等から情報公開請求があった場合、実績報告書等の情報公開を行う場合がある。
- (9) その他、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務履行については、県と協議して決定の上、書面にて確認すること。